

国会公契第 42 号
国官技第 474 号
国道国技第 154 号
国北予第 31 号
令和 7 年 2 月 28 日

各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
北 海 道 開 発 局	事業振興部長 殿
国土技術政策総合研究所	総 務 部 長 殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿

大臣官房
会 計 課 長
技 術 調 査 課 長
道路局
国 道 ・ 技 術 課 長
北海道局
予 算 課 長
(公 印 省 略)

令和 7 年 4 月より適用する「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」等に係る
取扱いについて

令和 7 年 4 月 1 日から適用する各種積算基準の取扱いに関し、下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 対象となる積算基準

本取扱いは次に掲げる積算基準（以下「新積算基準」という。）を対象とする。

- (1) 土木工事工事費積算要領及び基準の運用（「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について」（令和 7 年 2 月 28 日付け国官技第 468 号）により改定）
- (2) 土木工事標準歩掛（「土木工事標準歩掛の一部改定について」（令和 7 年 2

月 28 日付け国官参イ第 149 号) により改定)

- (3) 施工パッケージ型積算基準 (「施工パッケージ型積算基準」の改定について) (令和 7 年 2 月 28 日付け国官技第 470 号) により改定)
- (4) 令和 7 年度作業日当り標準作業量 (「令和 7 年度作業日当り標準作業量について」(令和 7 年 2 月 28 日付け国技建管第 3 号、国技施第 3 号) により改定)
- (5) 設計業務等標準歩掛等 (「設計業務等標準歩掛等の一部改定について」(令和 7 年 2 月 28 日付け国官技第 464 号) により改定)
- (6) 鋼橋積算基準 (「鋼橋積算基準の改定について」(令和 7 年 2 月 14 日付け国道国技第 139 号) により改定)
- (7) 機械設備積算基準 (「機械設備積算基準の一部改定について」(令和 7 年 2 月 28 日付け国官技第 475 号) により改定)

2. 新積算基準の取扱いについて

入札書の提出期限の日が令和 7 年 3 月 1 日から同月 31 日までの工事及び業務 (以下「工事等」という。) については、新積算基準に関する周知期間や積算システムへの反映の期間等を考慮し、以下の措置を講じる。

- ・ 工事等の発注者又は受注者は、令和 7 年 4 月 1 日以降、工事請負契約書 (「工事請負契約書の制定について」(平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号) の別冊をいう。) 第 62 条等の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。

$$\text{変更後の請負代金額等} = P_{\text{新}} \times k$$

$P_{\text{新}}$: 新積算基準に基づき作成した予定価格に相当する額 (単価は入札書の提出期限の日のもの)

k : 落札率

- ・ 工事において当該変更を行う場合、単価合意は変更後の請負代金額について行うものとする。
- ・ 入札説明書において本取扱いについて明示するものとする。なお、既に入札公告を行っている場合にも、同様に入札説明書を修正するものとする。

(記載例)

本工事は、令和 6 年度積算基準に基づくものであるが、令和 7 年 2 月に令和 7 年度の各種積算基準が公表されたことを踏まえ、次のとおり措置を講じる。

- 本工事の発注者又は受注者は、令和 7 年 4 月 1 日以降、工事請負契約書第 62 条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額に変更する協議を行うことができるものとする。

変更後の請負代金額 = $P_{\text{新}} \times k$

$P_{\text{新}}$: 新積算基準に基づき作成した予定価格に相当する額（単価は入札書の提出期限の日のもの）

k : 落札率

- 当該変更を行う場合、単価合意は変更後の請負代金額について行うものとする。